

水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について

国は水田政策を、令和9年度から作物毎の生産性向上等への支援へと転換し、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む方への支援へ見直すこととしています。

令和9年度以降は水田機能の有無ではなく、作物に着目した支援となるため、水田機能の確認を目的とした「5年水張りルール」は求めないこととなります。

このため、令和8年度が「5年水張りルール」の最終年度となることから、

- ①令和4～7年度までに、水稻作付け（飼料用米等含む）または1カ月以上の水張り（湛水管理）を行った
- ②令和7年度に連作障害を回避する取り組みを行った
- ③令和8年度は水稻を作付けした

上記の①～③のいずれにも当てはまらない場合は、令和8年度に、1カ月以上の湛水管理（水張り）または連作障害を回避する取り組みを行う必要があります。

詳しくは、市ホームページ（右記QRコード）をご確認ください。



【問い合わせ先】 つがる市地域農業再生協議会

事務局：農林水産課 水田農業対策係 電話26-6244

傷病鳥獣および死亡した野生鳥獣の取扱い

●傷病鳥獣の対応について

けがや病気で弱っている野生の鳥獣を傷病鳥獣といいます。野生鳥獣は、多少のけがであれば自然に回復する力を持っています。けがや病気で弱っていても、なるべくそのままにしておくことが野生鳥獣本来の姿ですが、もし人為的な要因で傷ついたり、けがや病気の程度が大きい野生鳥獣を発見した場合、鳥獣の種類・発見場所・けがの状況などを確認の上、西北農林水産事務所林業振興課までご連絡ください。状況を確認の上、保護・収容が可能かどうかを判断します。

《ご相談いただく前に必ずご確認ください》

県では、農林水産業、生活環境または生態系へ恒常的に被害を与える野生鳥獣の中で、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ノウサギ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ、スズメ、キジバト、ムクドリ、ドバト、カワウについては保護の対象としていません。加えて、アライグマ、ハクビシン等の本来生息していなかった国内外の外来種、雛および出生直後の幼獣についても保護の対象外となります。

●死んだ野生鳥獣の取扱いについて

死んだ野生鳥獣は、確認された土地の所有者（管理者）が一般廃棄物として処理することが基本となります。

道路や公園などで死んでいるのを見つけた場合には各施設の管理者、ご自宅の庭などで見つけた場合には土地の所有者が燃やせるごみとして処理してください。

野生鳥獣は、細菌や寄生虫を保持しているおそれがありますので、使い捨てのビニール手袋やマスクを着用するなどして、死骸や糞には直接触れないよう注意してください。

野鳥が大量に死んでいる場合は、伝染病や事件性が疑われますので西北農林水産事務所林業振興課までご連絡ください。

【問い合わせ先】 西北農林水産事務所林業振興課 電話72-6611 市役所農林水産課 電話42-1109

農地パトロール（利用状況調査）の実施

農業委員会では、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。



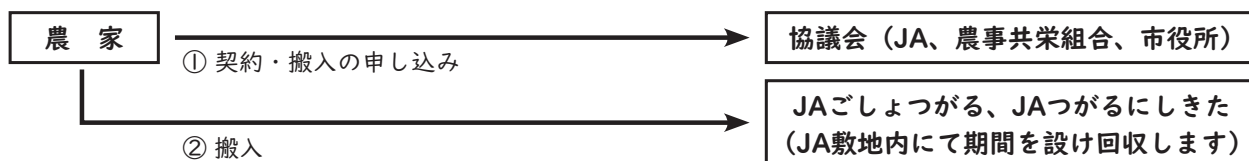
《調査月間》

毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話23-3622

農業用廃プラスチックの処理方法について

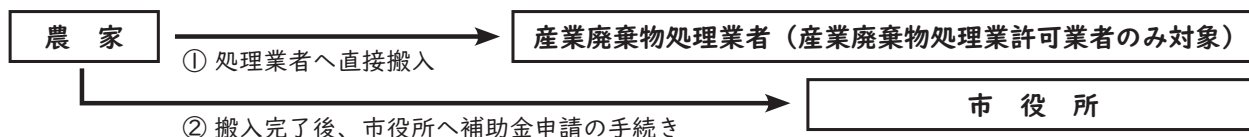
1 JAで処理する場合 申し込みしていない方は搬入できません。



①契約・搬入 申込受付期間	6月29日(月)~8月28日(金) ※土日祝日を除く。
②搬入処理 受付日時・場所	9月 3日(木) 9時~11時 JAつがるにしきた越水カントリーエレベーター 9月10日(木) 9時~11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月 8日(木) 9時~11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月22日(木) 9時~11時 JAつがるにしきた語利育苗センター ※JA組合員・JA組合員以外の方ともに申し込み手続き完了後、いずれの場所にも搬入できます。申し込み時に搬入予定日を記入し、変更する場合は、搬入予定日の前日までに農林水産課へ必ずご連絡ください。
必要書類	申し込み時 通帳、通帳届出印、(株)青南商事との契約書 処理受付時 運転免許証等本人確認書類、(株)青南商事との契約書
プラの種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農薬ポリ容器等
処理料金	処理単価約85円/kg 処理料金の1/2を協議会が負担し、1/2を農家の方に負担していただきます。 例) 処理料金：1万円の場合(協議会負担分5千円 農家負担分5千円) ※JA組合員の方は後日、口座引き落としとなります。JA組合員以外の方は、後日振り込みしていただきます。
注意事項	土、砂、木屑、紙屑、金属等は事前に取り除いてください。また、肥料袋、農薬容器等を処理する際は、洗浄(水洗いのみ可)が必要です。育苗箱はビニールひも等で束ねて搬入してください。不十分な場合は、受け付けできません。事前に分別して搬入するようご協力をお願いします。

2 処理業者で処理する場合

業者により処理できる種類や料金等が異なりますので、事前に詳細を業者にご確認の上、搬入してください。



市補助金について(処理業者で処理する場合に限ります)

補助金額 つがる市内の業者：処理金額(税抜き)×1/4以内
西北地域管内の業者(つがる市内の業者を除く)：処理金額(税抜き)×1/3以内
西北地域管外の業者：処理金額(税抜き)×1/2以内

受付期間 11月2日(月)~11月13日(金) ※閉庁日を除く。
受け付けできる領収書は、4月1日から11月13日までの間に処理したものに限りです。

受付場所 市役所農林水産課

必要書類 処理数量がわかるマニフェスト、領収書、認め印、補助金を受ける方の通帳

※複数回処理する場合は、全て処理が終わり次第申請をお願いします。1度しか申請は受け付けません。

※JAおよび処理業者へ廃プラスチックを運搬する場合は、「産業廃棄物収集運搬車・搬入車氏名」を記載したものを車両の両側に貼り付けた上で運搬してください。詳しくは農林水産課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

市役所農林水産課 電話42-2111(内線422) JAごしょつがる木造総合支店 電話42-9144

JAつがるにしきたつがる統括支店 電話46-2215、森田事業所 電話26-3018、

富范事業所 電話56-3171

つがる市農事共栄組合事務局 電話42-3205